

第6章 基本施策

これからも安心して安全な水道水を安定的に供給し続けるために、次の目標と具体的取組みを設定します。

(1) 安心 ～安全で快適な水道～

水源の確保

地下水は、通常、水温の変化が少なく、水質も良好で飲料水として良質なものが多く、河川の水のような大がかりな浄水処理を行わなくて済むことから、水道水源として利用されてきました。

本市においても貴重な水源・資源である地下水を活用することは、渇水時や災害時等の水源確保の観点からも重要です。

今後も、地下水の安定確保に努めるとともに、深井戸の老朽化による機能低下の改善に努めていきます。

本市の水需要は、これまで人口増加や経済成長による右肩上がりの傾向を示してきました。しかし近年では、節水化傾向や生活様式の変化及び長引く経済不況などから減少に転じており、将来的にも少子高齢化による人口減少が予測されることから、需要の伸びは期待できません。

このような水需要の変化の中でも、県水は極めて重要な水源であることに変わりはないことから、継続的な安定受水の確保が必要となります。

自己水源の保全活用

- 地下水の安定確保のため継続的な活用に努めます。
- 老朽化した深井戸の改良・更新を行い地下水源の保全及び安定確保に努めます。

県水の受水確保

- 安定供給を続けるために県等の関係機関との協力体制を維持し、安定受水に努めます。

安全で良質な水の確保

水道事業者には、水道使用者に対して安心できる水道水を提供するために、原水から給水までの統合的な管理体制の強化が望まれます。このため、水安全計画（*1）を策定して一貫した水質管理の充実を目指します。

また、おいしい水を供給するために残留塩素濃度の平準化、低減化に努めるとともに、末端給水域の水質監視の強化及び末端監視局の増設を検討します。

受水槽を設置した給水方式は、断水時や災害時には一定量の水を確保できることなどの利点がありますが、定期的な点検や清掃などの適正な管理が必要です。本市においては、受水槽の清掃や点検項目について小規模貯水槽水道（*2）の管理に関する規程を設けています。今後も、受水槽の適正な管理が行われるよう、設置者に対し、引き続き指導・助言を行い、安全な水の供給確保に努めます。

さらに、直結式給水においては、直結増圧式給水の運用拡大を図り、受水槽式給水に係る衛生管理問題の解消を促進します。

水質管理の強化

- 今後も水道法で定められた水質検査を継続的に実施します。
- 供給水の安全性をより一層高めるため、水安全計画の策定を検討します。
- 良質な水を給水するため、末端給水域の水質監視を強化します。

受水槽の管理強化

- 受水槽式の水道に対する指導・助言を継続して実施します。

直結式給水の拡大

- 直結増圧式給水の運用拡大を図り、受水槽式に係る衛生管理の問題解消に努めます。

（*1）水安全計画とは、水源から給水栓に至るあらゆる過程に存在する危害を抽出・特定し、継続的に監視・制御することで、安全な水の供給を確実にするための計画です。

（*2）小規模貯水槽水道とは、受水槽を利用した水道のうち、その有効容量が10m³以下の比較的小規模なものをいいます。

(2) 安定 ～いつでも使える水道～

適正な維持管理

漏水を防ぐには、有収率の向上はもとより、水資源の有効活用や配水の過程における経済的コスト削減効果もあることから、積極的な対応が必要です。

実施に当たっては、継続的な調査に努めるとともに管路更新と連携を図り、計画的な管路維持活動として漏水防止を強化します。

水道施設は安定供給の確保、水質事故・災害等に対する安全性の確保、品質管理の充実などの要件を備えたものでなければなりません。そのため老朽化や耐震性不足などの機能低下を見極めた上で現有施設の運転や、取水から配水までの水道施設全体への影響を勘案し、計画的かつ効率的な施設の改良と更新に努めます。

基幹施設である浄水場施設の電気・機械設備等の更新については、平成 15 年度から浄水場整備事業（前期）として、受・浄水場 8 施設のうち、最も重要な中福受水場他 2 機場の整備を同 20 年度に完了していますが、同 21 年度からは、同 25 年度までを期間とした浄水場整備事業（第二次）として、地下水を水源とする今福浄水場他 3 機場の整備に着手します。

管路施設の更新については、耐用年数を経過した管路を中心に整備を行います。対象となる管路の延長は、本ビジョンの計画目標年次である平成 30 年度では、管路総延長の約 40% に及ぶため、耐震化など多くの費用と時間が必要な事業と連携を図り、経過年数、管種及び地域特性等の諸条件を勘案しながら、これまで以上に効率的に更新工事を進めます。

漏水防止事業の強化

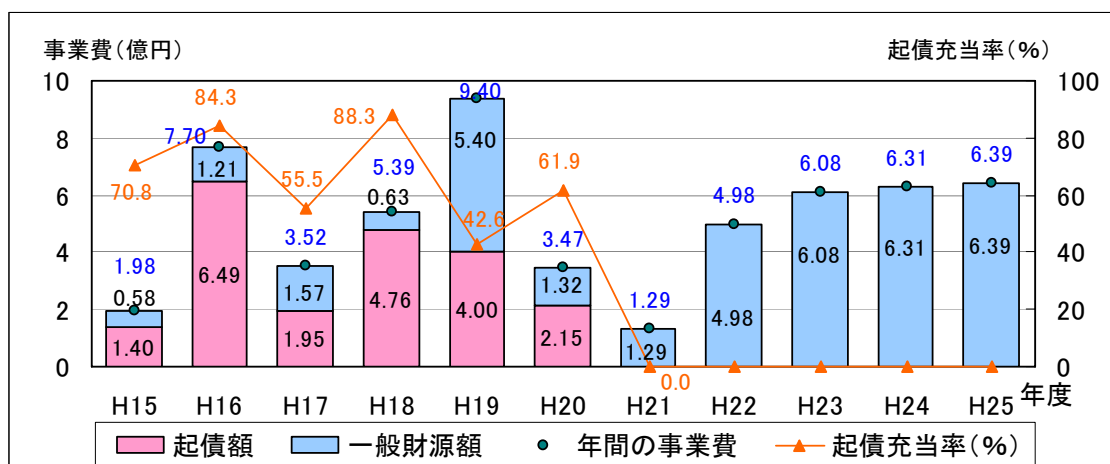
○今後も継続的な漏水調査を推進します。

計画的な施設の更新

○基幹施設である浄水場施設について、適正規模での更新計画を推進します。

○老朽化した管路の計画的かつ効率的な更新を推進します。

(図6-1 浄水場整備事業の事業費と財源内訳)



※平成19年度までは実績額、同20年度以降は予定額としています。なお、同21年度以降の起債借入は予定していません。

(表6-1 水道施設の施設別更新予定年度)

施工箇所	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
郭町浄水場											
霞ヶ関第一浄水場											
今福浄水場											
伊佐沼浄水場											
老朽管更新		(継続)									

※ は施工予定年度です。

※老朽管更新は平成31年度以降も継続予定です。

災害に対する備え

大規模な地震による被害を最小限に抑えるために、水道施設の耐震性を高めることが重要です。

浄水場施設については、現在実施中の浄水場整備事業に併せて、建物の耐震診断及び耐震補強を実施しています。また、配水池等の構築物は一部の施設で補強が必要であることから、浄水場整備事業の進捗状況や取水から配水までの状況等を考慮し実施します。

配水管については、平成18年度から改良や新設管の布設に際し、耐震性を備えた管種を採用するとともに、重要な管路や防災拠点、緊急医療施設及び避難場所等への給水確保などの要件を勘案し、基幹管路(*1)の整備を推進していきます。

災害用物資の計画的な備蓄方法について検討し、万一のときでも速やかに応急給水や復旧活動ができるような体制作りに努めます。

これと併せて緊急時の正確で迅速な情報提供の手段など関係機関との連携や協力のあり方などについても検討します。

地震や漏水・事故などに円滑かつ迅速に対応するためには、職員の体制や役割などを手順化しておくことが必要です。「震災等防災計画・対策行動マニュアル」をさらに充実させ、これを活用して日頃からの訓練に努め、非常時に備えていきます。

水道施設の耐震化推進

- 水道施設の耐震化を推進します。
- 基幹管路耐震化計画を策定します。
- 配水池等の構築物の耐震化計画を策定します。

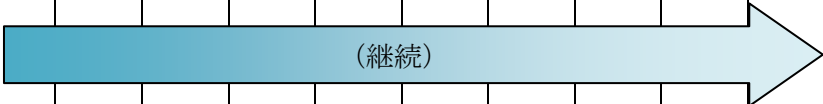
災害用物資の計画的な備蓄

- 応急給水施設の整備・拡大を図りつつ、復旧が速やかに行えるよう必要資機材を計画的に備蓄します。

災害時の対応体制の強化

- 災害や事故に対応した危機管理マニュアルを充実させます。
- 被災した場合、早急に復旧できるよう応急復旧・応急給水体制を整備します。
- 受・浄水場など主要施設の監視を強化します。

(表6-2 水道施設(建物)耐震補強予定年度)

施工箇所 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
郭町浄水場										
新宿浄水場										
霞ヶ関第一浄水場										
今福浄水場										
伊佐沼浄水場										
基幹管路耐震化										

※ は施工予定年度です。

※霞ヶ関第二浄水場、仙波浄水場及び中福受水場は、平成20年度時点で耐震化済みです。

※基幹管路耐震化は平成31年度以降も継続予定です。

(*1) 基幹管路とは、市内への配水にとって重要な水道管のほか、防災拠点や避難所、医療機関等への給水を確保するのに必要な配水管などの管路施設をいいます。

(3) 持続 ～健全な経営による水道～

効率的な事業経営

水道事業は「安全」な水を「安定」して「常時」給水することが必要です。経費を節減するために、可能な部分を委託化することは必要となりますが、同時に最低限の技術力や知識を維持していく必要があります。

浄水場の運転管理や漏水の調査・修繕などの業務については部分的に委託化している業務もありますが、今後も専門的知識や経験を有する職員を確保して必要な技術力を維持しながら「安全」と「安定」の面を十分に考慮の上で業務委託について検討します。

経営面においても自己財源の状況や収支バランスを考慮しながら企業債残高の縮減に努めるとともに、事務事業の統廃合や定期的な組織体制の見直しなどについても検討・改善を進めます。

また、使用者の公平と適正な負担の観点から料金収入の確保に努めます。

将来、県水に高度処理水が導入されると、それに必要な費用が受水費に上乗せされることが予想され、水道事業の経営に大きな影響を及ぼすこととなります。急激な料金の高騰などがないように埼玉県への要望を続けます。

水道広域化については、経営基盤の強化や使用者サービスの向上を目的に検討し、埼玉県や関係市町などと協調して、より効率的で安定的なサービスの構築を目指します。

業務委託の有効活用

○安全と安定を考慮した業務委託について検討を進めます。

経営基盤の強化

○長期的な視点により、将来的な収支予測に基づいた経営を続けます。

○事務事業等を定期的に見直し、最も効率的な組織のあり方を目指します。

適正な業務運営

適正な業務運営を進めるため、今後も継続的に経常費用の削減を図ります。詳しくは別に策定する中期経営計画の中に具体的な目標を定め、定期的な見直しを実施しながら適正な進行管理に努めます。

施設の更新などについては現在と同様に財政面と施設の現状把握を行い、長期的な視点から計画的に推進します。長期的事業における企業債の発行は、必要最低限度に抑えつつ、後年度負担とのバランスを考慮しながら対応します。

広報・広聴事業については、これまでと同様に水道週間関連事業やインターネットによる水道アンケートを継続して実施し、水道事業に寄せられる様々な苦情や要望、意見など使用者のニーズの把握に努めます。また、「広報川越」や「上下水道局だより」、ホームページでの情報提供などについては、内容を充実させるとともに使用者の望む情報を的確に分かりやすく掲載できるように努めます。

職員の研修については、他の研修機関が主催する研修（外部研修）への積極的な参加を通じ、公営企業職員として必要な知識や技術の習得を図るとともに、上下水道局研修（内部研修）の一層の充実により職員全体の能力向上に努めます。

各計画・ビジョンの策定

○各種計画を総合的に連動させて進めていくとともに、フォローアップを実施します。

広報・広聴事業の強化

- 広報紙などの内容の充実に努めます。
- 各種媒体を有効に活用し、分かりやすい情報提供に努めます。
- 使用者ニーズの把握に努めます。

(表6-3 研修体系)

区分	研修分類	研修名称	
外部	派遣研修	【派遣予定研修機関】日本水道協会、日本下水道協会、日本経営協会、市町村職員中央研修所等	
	市長部局研修	派遣研修	【派遣予定研修機関】自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、自治人材開発センター、全国建設研修センター、実務研修派遣（他団体）等
		基本研修 (階層別研修)	新規採用職員研修（前期、後期）、一般職員研修Ⅰ～Ⅲ（一般課程、行政法課程）、管理監督者研修Ⅰ～Ⅲ、技能労務職員研修Ⅰ、Ⅱ
		専門研修	能力向上研修（マネジメント、政策形成、コミュニケーション、業務遂行）
		特別研修	トップセミナー、新規採用予定者事前研修、労働安全衛生研修、人権問題研修、環境マネジメント研修、内部環境監査員養成研修
内部	職場研修	集団指導、個別指導、職場会議等	
	職場外研修	職員研修（上下水道事業の概要、企業会計制度、施設見学等）、交通安全講習、安全衛生研修、接遇研修	

(4) 環境 ～環境にやさしい水道～

環境に配慮した事業の推進

水道事業は、自然環境の中を循環する「水」そのものを利用する事業であり、自然環境の改善が水道の改善に直接的に結びつくことから、水道事業者が積極的に環境対策に取り組む必要があります。

本市では、有効率（＊１）の向上や節水型社会の形成など、水の有効利用により供給に係るエネルギー消費量の低減化を進めます。

さらに、エネルギーの有効活用として、太陽光などの再生可能エネルギーの活用を費用対効果を含めて検討していきます。

また、配水管布設等の工事により発生する残土など建設副産物の再利用などにも積極的に取り組み、環境への負荷の排出を抑制するなど、資源を効率よく利用することによって環境負荷の少ない経営を目指します。

その他の環境行動として、平成 19 年度に本市が「良好な環境を保全、創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進すること」を目的に策定した第二次川越市環境基本計画に準じ、ISO14001に適合した川越市環境マネジメントシステムを活用して環境保全の目的・目標・実施計画を策定し、これに基づいて事業を進めます。

省エネルギー対策

- 水道施設の更新に併せて、省エネルギー施設の導入について検討します。
- 工事等における建設副産物の再利用について検討を進めます。

各種の環境行動

- 今後も市の環境基本計画に基づいた事業運営を続けます。



(＊１) 有効率とは、水道事業の運営上有効と見られる水量の配水量に対する割合で、水道施設全体の運営効率を表す一指標です。割合が高いほど漏水等の損失が少なく、効率的な運営であるといえます。